

平成 29 年度～平成 30 年度

大阪税関との包括連携協定に基づく共同研究報告書

グローバル・サプライ・チェーン下における

FTA 特惠原産地規則の課題

大阪市立大学大学院法学研究科

平 覚

一 序 論

日本が締結している経済連携協定(economic partnership agreement: EPA)などを含め、WTO(世界貿易機関)法上では「自由貿易協定(free trade agreement: FTA)」と呼ばれる特惠貿易協定が世界中で増殖し拡散している。WTOドーハ・ラウンド貿易交渉の停滞と中断により、多数国間レベルの貿易自由化の進展を期待できない状況下で、諸国は、二国間または複数国間の合意可能な範囲内で貿易自由化を実現し、自国の国際競争力を維持していくために、FTAを通じた経済統合を加速させている。

入念にデザインされた包括的なFTA、とくにEPAは、地域的な貿易自由化を推進し、加盟国の国内構造改革を促す有効な手段でもあり、長期的にはWTOの多角的貿易自由化のための積み石(building block)となりうるものである。

しかし、他方で、企業にとって、特定のFTAの特惠関税待遇を享受するためには、当該FTAの原産地規則に従って域内原産品と認定してもらう必要がある。原産地認定基準が過度に厳しい場合には、すでに最適なものとして構築していたグローバル・サプライ・チェーンをFTA域内のサプライ・チェーンに変更する必要性が生じるなどしてコストが発生する可能性がある。また、企業が同時に複数のFTA市場に産品を輸出し、それぞれのFTA市場で特惠関税待遇を享受しようとするれば、それぞれのFTAの原産地基準に従って域内原産品と認定してもらう必要がある。そのためには、異なる原産地規則に従ってFTA市場ごとに産品仕様や生産ラインを変更する必要性に迫られ、やはりコストが発生するであろう。これらのコストが各FTAの特惠関税マージンを上回る場合には、企業は当該FTAの特惠関税待遇の利用を諦め、むしろ通常の最恵国関税待遇の享受に甘んじることになる。そのような場合には、結局FTAの存在は無意味なものとなる¹。はたして、FTAの原産地規則は、法的には

¹ 日本については、現在、TPP11や日欧EPAを含めて17のEPAが発効済みである。やや古い『2014年版通商白書』289頁によると、JETROによるジュトロ・メンバーズ企業を対象とした「EPA/FTA利用上の問題点(複数回答)」に関するアンケート調査において、「輸出のたびに証明書発給申請が必要であり、手間」と回答するのが52.9%、「原産地基準を満たすための事務的負担」と回答するのが、48.3%、「品目ごとに原産地判定基準が異なり、煩雑」と回答するのが35.8%、その他であった。At http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2014/2014honbun_p/pdf/2014_03-01-04.pdf.

2017年当時15のFTAを締結していた韓国のFTA比率(全輸出入額に占めるFTA締結国との輸出入額の割合)は67.8%で、日本に比較してきわめて高いと言われている(日本については、2015年の時点で22%。同時点での韓国の比率は62%であった。大阪税関業務部「経済連携協定の概要と原産地規則」スライド資料(平成29年1月24日)、7頁)が、韓国の関税庁はFTA比率を高めるためにとくに中小企業に様々な支援を行なっている。この点について、福本渉・茨田陽一「韓国実地調査(ヒアリング)報告書」大阪市立大学大学院法学研究科国際経済法研究室『韓国の積極的FTA戦略の現状と課題』(平成28年度大阪税関との包括連携協定に基づく共同研究報告書、2017年10月)3頁以下 at http://www.customs.go.jp/osaka/news/houkatsurenkeikyoutei/kenkyuuseikahoukokusyo_2016_17_1.pdf.

どのように評価されるのであろうか。厳格さに対する制約は存在しないのであろうか。また、複数の FTA 間にあっても一つの原産地規則に従えばよいとするような、原産地規則のハーモナイゼーションは考えられないのであろうか。本稿は、FTA 特惠原産地規則の課題として、これらの問題を考察しようとするものである。

本稿の構成は次のとおりである。最初に、第二章では、FTA 特惠原産地規則の存在理由を検討する。第三章では、FTA 特惠原産地規則の多様な内容を概観する。第四章では、FTA 特惠原産地規則の貿易制限的効果を考察する。第五章では、FTA 特惠原産地規則に対する法的規律を検討する。第六章では、FTA 特惠原産地規則のハーモナイゼーションの可能性を考察する。そこではとくに原産地累積制度に注目し、その機能を分析する。最後に、第七章で結論を述べる。

二 FTA 特惠原産地規則の存在理由

1 WTO 法上の FTA

WTO 法上、FTA は GATT 第 24 条 8 項(b)の下で次ように定義される。

「関税その他の制限的通商規則・・・がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている 2 以上の関税地域²の集団をいう。」

このような FTA は、国際貿易体制にとって次のような利益とコストをもたらす。まず、利益としては、一般に貿易創出効果³と呼ばれるものである。すなわち、FTA 加盟国間での貿易（域内貿易）の自由化は、産品にとって長期的な市場アクセス機会を創設しかつ拡大するため、スケールメリットを追求することができる。また、域内における競争を促進し、資源の効率的配分により FTA 加盟国の経済厚生を改善する。

他方で、コストとしては、一般に貿易転換効果⁴と呼ばれるものである。すなわち、従来行われていた域外の比較優位国との貿易が、域内自由化の結果として域内の比較劣位国との貿易に転換され、効率的な資源配分が損なわれる。さらに、FTA 加盟国間の域内貿易を域外諸国との貿易よりも自由化するものであるため、相対的に域外諸国との貿易に対する差別を形成する。そして、この差別は、GATT 第 1 条の最恵国待遇原則⁵に基づき WTO が目指す

² GATT 第 24 条 2 項は、「関税地域」を次のように定義する。

「関税地域とは、当該地域とその他の地域との間の貿易の実質的な部分に対して独立の関税その他の通商規則を維持している地域をいう。」

³ たとえば、中川淳司、清水章雄、平覚、間宮勇『国際経済法 第 2 版』（有斐閣、2012 年）、247-248 頁。

⁴ 同上。

⁵ GATT 第 1 条 1 項は、次のように規定する。

無差別の多角的貿易体制と論理的に矛盾衝突する。

FTAの有する以上のような利益とコストを踏まえ、WTO法は、GATT第24条4項において次のような態度を表明している。

「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。」

このため、WTO法は、FTAについて、貿易創出効果を最大化し、域外国に対する差別と貿易転換効果を最小化するような規律を設け、この規律に従うFTAを最恵国待遇原則の例外として許容するものとしている。WTO法は、部分的な自由化の促進が最終的には多角的貿易体制の実現に貢献するという考え方に立ち、FTAをWTO体制のサブシステムまたはいわゆる「積み石」として肯定的に位置づけているのである。

2 FTA 特惠原産地規則の存在理由

FTA 特惠原産地規則は、FTA 域内輸入国が、ある輸入品を、FTA 特惠を許与すべき域内輸出国の原産品と認定するための条件を定めるものである。このような原産地規則の存在理由または必要性は、理論的には、「貿易偏向(trade deflection)」の阻止に求められる⁶。すなわち、FTA は、加盟国が域外第三国との貿易において独自の関税と通商政策を維持し続けるため、FTA 特惠を許与されない域外原産品が域内の低関税国を通じて域内の高関税国へと転送される(transshipped)のを阻止する必要があるということである。さもなければ、FTA は、当該低関税国の関税を域外国に対する共通関税とする事実上の関税同盟となり、もはやFTAとしては存在しえないからである。そのため、FTA 特惠の許与を厳密に域内原産品に限定する手段として原産地規則が必要となるのである。なお、このための原産地規則は、

「いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第3条2及び4に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない。」

⁶ Antoni Estevadeordal and Kati Suominen, “Rules of Origin :The Emerging Gatekeeper of Global Commerce,” in Mina Mashayekhi and Taisuke Ito (eds), *Multilateralism and Regionalism: The New Interface* (UNCTAD, 2005), Chapter V, p. 52.

FTA 加盟国間で共通の、または調和された原産地規則でなければならない。なぜなら、各加盟国で適用される原産地規則が異なるとすれば、原産地規則が緩やかな加盟国からより厳しい加盟国に域外産品が転送されることになり、やはり貿易偏向が生じてしまうからである⁷。したがって、FTA 加盟国は、FTA を形成する際に、通常、共通に適用される FTA 特恵原産地規則を合意するか、少なくとも各加盟国の原産地規則を調和させなければならない⁸。

このような FTA 原産地規則の存在理由は、トルコ繊維事件における WTO 上級委員会の判示⁹からも確認することができる。本件は、EC とトルコの関税同盟に関わる事件であるが、両者は、関税同盟を形成するにあたって関税同盟の定義規定である GATT 第 24 条 8 項(a)に従い、「同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する」義務を負っていた。トルコは、EC と「実質的に同一の通商規則」と考えるものを適用するため、インド産の繊維および衣類の輸入に対して数量制限を導入した。インドの申立てに基づき、紛争解決小委員会は、本件数量制限は、GATT 第 11 条、第 13 条および繊維協定第 2.4 条に違反し、GATT 第 24 条はこのような数量制限の導入を許容しないと結論した。トルコは上訴したが、上級委員会は、本件数量制限を賦課する以外に選択の余地がないとするトルコの主張をしりぞけて、次のように判示した。

「たとえば、トルコは、繊維および衣類について原産地規則を採用することができたであろう。それによって、EC は、関税同盟の条件の下に EC への自由なアクセスを享受するトルコ産の繊維および衣類とインドを含む第三国産の繊維および衣類を区別することが可能となる。」¹⁰

要するに、上級委員会は、原産地規則がトルコ原産品と第三国原産品の区別を可能にするのであれば、そのような原産地規則によって、第三国原産品が、貿易障壁がより低い同盟の加盟国を通じて域内に流入し、その後貿易障壁がより高い同盟の他の加盟国に転送されるのを阻止することができる、すなわち、貿易偏向を回避できると述べているのである。

本件は、FTA ではなく関税同盟に関する事件であった。GATT 第 24 条 8 項(a)(ii)の下で、関税同盟を形成する加盟国は、域外第三国との貿易に対して「実質的に同一の」関税お

⁷ この点については、後述脚注 45 および関連する本文も参照。

⁸ WTO 加盟国は、最恵国待遇の適用の可否、アンチダンピング措置、相殺関税措置およびセーフガード措置などの通商救済措置の適用、原産地表示、政府調達ならびに貿易統計のために原産地を識別する必要から、いわゆる非特恵原産地規則を有している。原産地に関する協定第 1 条参照。FTA 特恵のための特恵原産地規則は、通常、非特恵原産地規則と区別されるが、両者の内容が必然的に異なる必要はない。Mavroidis and Vermulst は、最近、特恵原産地規則は廃止して、非特恵原産地規則に一本化すべきことを主張している。Petros C. Mavroidis and Edwin Vermulst, “The Case for Dropping Preferential Rules of Origin,” *Journal of World Trade*, Vol. 52, No. 1, (2018), pp.1-14.

⁹ Appellate Body Report, *Turkey-Restrictions on Imports of Textiles and Clothing Products*, WT/DS34/AB/R, adopted 19 November 1999.

¹⁰ *Ibid.*, para. 62.

よびその他の通商規則を適用しなければならない。したがって、域外第三国に対する完全な共通関税と共通通商政策を採用する関税同盟においては、このような貿易偏向問題は生じないであろう。しかし、「実質的に」という形容詞は、本件のように、関税同盟の域外第三国に対する通商規則のハーモナイゼーションがいまだ完成しない場合も許容していると解することができる¹¹。その結果、このような未完成の関税同盟では貿易偏向問題がやはり発生するといえよう。本件上級委員会の判示の論理は、域外第三国に対する通商規則が加盟国ごとに異なる FTA にもそのまま当てはまるものである¹²。

このようにして、FTA 特惠原産地規則は、FTA 加盟国が、域外第三国によるフリーライドを懸念することなく域内貿易障壁の除去に専念することを可能にすることによって、まさに FTA の存立を確保するためのメカニズムといえるのである¹³。FTA 特惠原産地規則は、FTA の必要不可欠な一要素であり、上述のように FTA が多角的貿易体制にとって積み石であるとすれば、FTA 特惠原産地規則もその一部として多角的貿易体制の構築に貢献するものである。

三 FTA 特惠原産地規則の内容の多様性

現行の多くの FTA 特惠原産地規則は、品目別規則と産品横断的な一般規則に区別することができる¹⁴。本稿では、本稿の目的に必要な範囲でこれらの規則の内容を概観しておく¹⁵。

1 品目別規則

(1) 完全生産品基準

一締約国においてのみ完全に栽培され、収穫されもしくは抽出された産品またはこれらの産品からもっぱら当該締約国において生産された産品を当該締約国の原産品とするものである。

(2) 実質的変更基準

¹¹ Jong Bum Kim and Joongi Kim, “The Role of Rules of Origin to Provide Discipline to the GATT Article XXIV Exception,” *Journal of International Economic Law*, Vol. 14, No. 3,(2011), p. 633.

¹² Jong Bum Kim and Joongi Kim も、関税同盟に関わる上級委員会の判示は事件の事実から生じる相違を考慮して FTA にも適用可能であると指摘している。 *Ibid.*, p. 632, n. 86.

¹³ Won-Mog Choi, “Defragmenting Fragmented Rules of Origin of RTAs : A Building Block to Global Free Trade,” *Journal of International Economic Law*, Vol. 13, No. 1, p. 114. なお、本論文は、本稿のテーマに関する重要な先行業績である。本稿も本論文に大きく依拠している。

¹⁴ このような区別は、Antoni Estevadeordal and Kati Suominen, *supra* note 6, pp. 53-54 に基づく。

¹⁵ たとえば、次も参照。財務省関税局・税関『わが国の原産地規則～EPA 原産地規則（詳細）～』（2018年7月）、at http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf。

製品の生産過程で最後の実質的変更が行われた地を当該製品の原産地とする基準である。実質的変更の程度を次の主要な 3 つの構成要素のいずれかまたはそれらの組み合わせによって判断する。

a. 関税分類変更基準

生産過程で使用された域外原産材料と最終製品の間に関税分類の変更が存在するかどうかを基準とする。この基準は、関税分類の変更が、統一システム¹⁶の類（上 2 桁）、項（上 4 桁）、号（上 6 桁）またはそれ以下の各国の細分品目（上 8 ないし 10 桁）の番号レベルで行われることを要求する。

b. 付加価値基準

輸出国の原産品と認定するために、当該製品の全体の価値のうち輸出国内における生産過程で一定割合以上の価値の付加を要求するものである。

c. 加工工程基準

製品の生産において特定の加工工程が実施された地を原産地とするものである。

2 一般規則

品目別規則に加えて、FTA 特惠原産地規則は、次のような一般規則に応じて多様なものとなる。下記の (1) から (3) の基準は、規則の適用に柔軟性を与える救済規定といえるが、(4) および (5) の基準は、規則の厳格性を高めるように作用する。

(1) 僅少(de minimis)基準

最終製品において非原産材料が一定の僅少な割合を占めるにすぎない場合には、原産地の確定に影響を及ぼさないとする。非原産材料を使用する最終製品が原産性を獲得しやすくするため上記の関税分類変更基準や加工工程基準に一定の柔軟性を与えるものである。

(2) ロールアップ

付加価値基準の適用上、一次材料が原産性を有している場合に、当該一次材料中の非原産材料の価値についても当該一次材料の価値に含めるものである。

(3) 累積¹⁷

ある FTA 加盟国の最終製品の生産者が他の FTA 加盟国の原産材料を使用しても、当該最終製品は前者の FTA 加盟国の原産性を失わないとするものである。二国間累積(bilateral cumulation)は、FTA 加盟国である二国間で作用し、これら二国は、相手国において FTA 特

¹⁶ 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」1988年1月1日発効、我が国についても同日効力発生。

¹⁷ Antoni Esteveordal and Kati Suominen, *supra* note 6, p.54; 今川博「特惠原産地規則における累積制度—EPA 特惠制度を最大限活用するために—」、『貿易と関税』、(2015年5月)、18-37頁。

恵を許与されるために相手方の原産品をあたかも自国の原産品であるかのように使用することができるとするものである。対角累積(diagonal cumulation)は、同一の原産地規則によって連携する複数の FTA が、この連携地域内のいずれか一国の原産品をあたかも自国の原産品として使用することができるとするものである。さらに、完全累積(full cumulation)は、対角累積を拡張するもので、同一の原産地規則によって連携する複数の FTA が、この連携地域内のいずれか一国で生産された産品を、たとえそれが原産品でない場合でも使用することができるとするものである。そして、この場合、当該連携地域内で行われたいずれかのまたはすべての加工作業（によって生じた付加価値）は、あたかも最後の生産国で行われたかのように累積される。

(4) 微小加工基準

原産性を認めるには不十分とみなされる作業のリストがあらかじめ掲げられる場合がある。たとえば、輸送または保管の間の保存のための工程ならびに洗浄、仕分、塗装、包装、組み合わせ（セット化）、およびラベリングなどの単純な作業などである。

(5) トレーシング

付加価値基準の適用上、一次材料が非原産材料である場合に、当該一次材料中の価値に含まれる原産材料の価値を除外するものである。

四 FTA 特惠原産地規則の貿易制限的效果

1 貿易制限的效果

FTA 特惠原産地規則の貿易制限的效果は、当然のことながら当該規則の内容に応じて変化する。この点を具体的に述べれば、およそ以下のようなになるであろう。

すなわち、貿易制限的效果は、とくに原産地国において要求される産品の加工または生産の程度に依存するといえる。原産地国において要求される加工または生産の程度が大きければ大きいほど、原産地規則は相対的により貿易制限的なものとなる。

したがって、原産地規則が関税分類変更基準に依拠する場合には、統一システムの関税分類番号のより大きな変更を要求するものほど貿易制限的效果が高まる。たとえば、輸入材料から最終産品へ2桁レベルの「類」の変更を要求する規則は、4桁レベルの「項」の変更を要求する規則より制限的なものとなる。同様に、「項」の変更を要求する規則は、6桁レベルの「号」の変更を要求する規則より制限的なものとなる。また、原産地規則が付加価値基準に依拠する場合には、貿易制限的效果は、産品について要求される現地付加価値率の高さによる。より高い付加価値率を要求する品目別規則は、より低い付加価値率を要求するものより制限的なものとなる。さらに、原産地規則が加工工程基準に依拠する場合には、貿易制限的效果

は、製品の性質と生産者が特定の加工工程を利用できるかどうかによる。原産地規則がこれらのいずれかの基準の組み合わせによって構成される場合には、貿易制限的効果は、結局、製品と生産者の能力に依存することになる。たとえば、より柔軟な能力を有する生産者は要求される原産地規則を充足するためにより効率的に材料を使用することができるであろう¹⁸。

2 通商政策手段としての FTA 特惠原産地規則

FTA 特惠原産地規則は、上述のように、貿易偏向を阻止する有効な手段として機能するものである。しかし、FTA の下で特惠待遇を許与される製品の範囲を画定するため、結果的には FTA がもたらす経済的利益の程度と受益者の決定において重要な役割を果たすものとなる。そのため、実際には、貿易創出効果よりもむしろ貿易転換効果を実現する保護主義的な通商政策手段として利用される傾向にある。

まず、FTA 特惠原産地規則は、FTA 域内外に及ぶグローバル・サプライ・チェーンよりも域内サプライ・チェーンを優遇するために利用されることがある。それによって、域内の原材料生産者が域外の競争相手から間接的に保護されたり、域外の競争相手よりも比較劣位にある域内の最終製品の生産者に域内市場への輸出機会を確保するために利用されたりする。また、域外の最終製品の生産者も、FTA 域内での競争力を確保するため、域内サプライ・チェーンの構築を目指すようになる。いわゆる「原産地規則のジャンピング」¹⁹と呼ばれる行動である。さらに、このことは、長期的には投資家による投資場所の決定にも影響を及ぼすであろう。このような FTA 特惠原産地規則の保護主義的機能については、たとえば、すでに 2009 年に次のような指摘がなされていた。

「・・・原産地規則は、広く『隠れた保護主義』とみなされている。すなわち、それは、関税自由化の利益を相殺するように作用しうる隠然とした不明瞭な通商政策手段である。原産地規則は、実際、地域貿易協定加盟国の周囲に壁を作り、地域貿易協定加盟国が自国の最終製品に一部の材料を使用することを阻止する。このことは、地域貿易協定の域内生産者が域外の材料にアクセスするのを制限するだけでなく、域外の材料供給者が域内へ販売することをも制限する。原産地規則が制限的であればあるほど、それが作り出す壁は高くなり、資源の効率的な配分はより一層困難となる。原産地規則の要件を満たせないと、輸出者は地域貿易協定が許与する特惠待遇を享受しえなくなるため、原産地規則は、特惠貿易に君臨する中心的な市場アクセス手段でありえ、かつそのようなものとしてみなされなければならない。・・・原産地規則の制限性は、関税と同様の保護主義的な利害によ

¹⁸ Jong Bum Kim and Joongi Kim, *supra* note 11, pp. 626-627.

¹⁹ Antoni Esteveordal and Kati Suominen, *supra* note 6, p.58.

って決定される[のである]。』²⁰

3 FTA 特惠原産地規則のフラグメンテーション

以上のような FTA 加盟国による特惠原産地規則の保護主義的な利用に加え、FTA をめぐる近年の状況は、特惠原産地規則の貿易制限的効果をより一層高めている。すなわち、特惠原産地規則は FTA ごとに作成されてきたため、FTA の数だけ特惠原産地規則が存在するという状況である。近年の FTA の数の増殖と重複による錯綜した国際貿易環境は、いわゆる「スパゲッティー・ボウル現象」と呼ばれている²¹が、多数かつ多様な FTA 特惠原産地規則の存在はこれら規則のフラグメンテーション（断片化）を惹き起こしている²²。この結果、複数の FTA 市場で同時に貿易に従事する生産者、輸出入業者および投資家は、同時に複数の特惠原産地規則に熟知していなければならず、また FTA ごとに最適なサプライ・チェーンを構築する必要がある。さらには、異なる原産地証明手続に従うための行政コスト²³も生じるため、これらすべての取引コストは過大なものとなり、国際貿易に対する追加的な制約となっている。

五 FTA 特惠原産地規則に対する法的規律

FTA 特惠原産地規則の内容や貿易制限的効果は FTA ごとに異なり多様である。FTA 加盟国は、域内貿易について関税を撤廃するため、関税に代わる自国産業の保護手段として原産地規則の内容についていわば相互に「譲許」し合う傾向にある。はたしてこのような譲許の交渉はどのような法的規律に服するのであろうか。

まず、本稿第二章の冒頭に引用した GATT 第 24 条 8 項 (b) によれば、FTA 加盟国は、域内原産品の域内貿易について関税「その他の制限的通商規則」を廃止しなければならない。したがって、FTA 特惠原産地規則がこの廃止すべき「その他の制限的通商規則」に該当するかどうかが問題となる。

トルコ繊維事件の上級委員会は、上述のように関税同盟の形成という文脈においてではあ

²⁰ Estevadeordal, A., Suominen, K. Harris J. and Shearer, M., *Bridging Regional Trade Agreements in the Americas*, (Inter-American Development Bank, 2009) cited by Maria Donner Abreu, “Preferential Rules of Origin in Regional Trade Agreement,” (WTO Economic Research and Statics Division, 2013), p. 5.

²¹ *The Future of the WTO*, Report by the Consultative Board to Director-General Supachai Panitchpakdi, (WTO, 2004), para. 60, at https://www.wto.org/english/thewto_e/10anniv_e/future_wto_e.pdf. この比喩的表現は、本書の諮問委員会のメンバーであった Jagdish Bhagwati が 1995 年に初めて使用したと言われている。

²² Won-Mog Choi, *supra* note 13, p. 113.

²³ Antoni Estevadeordal and Kati Suominen, *supra* note 6, p.55.

るが、他の GATT 規定に違反する措置を GATT 第 24 条の下で正当化するため、次のような 2 つの条件を提示した。

「第 1 に、この[第 24 条]の抗弁の利益を主張する当事国は、当該措置が第 24 条 8 項(a) および 5 項(a)の要件を十分に充たす関税同盟の形成にあたって導入されていることを証明しなければならない。そして、第 2 に、当事国は、当該措置を導入することを許容されなければ当該関税同盟の形成が妨げられたであろうことを証明しなければならない。」²⁴

すなわち、上級委員会は、関税同盟の形成にあたって必要な措置は存続させることが可能であることを認めたのであり、この論理は、第 24 条 8 項(b)および 5 項(b)の要件を十分に充たす FTA についても当てはめることが可能であろう。そうすると、すでに述べたように、FTA 特惠原産地規則は FTA の不可欠の一要素であるから、上級委員会が述べた上記 2 つの条件を充足するものとみなすことができ、廃止すべき「その他の制限的通商規則」には該当しないということになりそうである²⁵。しかし、問題は、ここで終わらず、はたして過度に厳格でかつ貿易制限的な原産地規則が FTA 形成に必要なかが次に問われなければならないであろう。そうすると、本来 FTA の形成に必要な原産地規則は域外産品と域内産品の識別を可能にすれば足りるはずであるから、この問いに対する答えは否定的にならざるを得ず、そのような原産地規則を維持することは第 24 条 8 項(b)違反ということになるだろう。もっともこの場合、どの程度厳格でかつ貿易制限的であれば違反が成立するのか、その閾値を求めるのは實際上極めて困難である。

さらに、GATT 第 24 条 5 項 (b) は、FTA 形成の要件として次のように規定する。

「自由貿易地域・・・に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定・・・の時に、当該地域に含まれない締約国・・・の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定・・・の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。」

したがって、各 FTA 加盟国が FTA 形成後に域外第三国に対して維持する「その他の通商規則」は、FTA 形成以前のそれよりも制限的なものであつてはならないことになる。FTA 特惠原産地規則が FTA 域内だけではなく域外に対しても適用されることから、ここでいう

²⁴ Appellate Body Report, *Turkey-Restrictions on Imports of Textiles and Clothing Products*, *supra* note 9, para. 58.

²⁵ Jong Bum Kim and Joongi Kim, *supra* note 11, p. 626 は、GATT 第 24 条 8 項 (b) の下で「構成地域の原産の産品の・・・貿易」であるかどうかは非特惠原産地規則によって決定されるべきで、FTA の特惠原産地規則は廃止すべき「その他の制限的通商規則」に該当すると述べている。しかし、国際的に合意された非特惠原産地規則が存在しない（後述第六章 1 参照）状況で、各国は独自の非特惠原産地規則を使用していること、各国の非特惠原産地規則が保護主義的でない保証はないこと、および FTA 特惠原産地規則は FTA の存続のために不可欠であることなどを考慮すると、Jong Bum Kim and Joongi Kim の主張は必ずしも支持できない。

「その他の通商規則」に該当することは明らかである。問題は、その場合、FTA 特惠原産地規則が果たして FTA 形成以前に適用されていた原産地規則よりもより制限的であるかどうかということになる。一つの考え方は、FTA 域内の最終製品の生産者が、FTA 特惠原産地規則に従い特惠待遇を享受するため、中間材を域外供給源からではなく域内供給源から調達するようになれば、そのような特惠原産地規則は当該中間財の貿易において域外国に対して貿易障壁を高めたものとみなすべきというものである²⁶。したがって、その場合には、当該特惠原産地規則は第 24 条 5 項(b)違反ということになるであろう。

これまでこれらの問題は、FTA の合法性を審査する地域貿易委員会の作業部会で議論されてきたが、結論は出ていない。また、WTO の紛争解決手続による司法判断も存在しない。しかし、FTA 形成にあたって、FTA 加盟国は、FTA 特惠原産地規則について「譲許」交渉を行う場合に、このような法的規律が存在し、特惠原産地規則を通商政策手段として必ずしも自由に利用できるわけではないことを意識すべきであろう。

六 FTA 特惠原産地規則のハーモナイゼーションの可能性

第四章で述べたように、FTA のスパゲッティ・ボウル現象は、FTA の数と同じ数の、かつ多様な特惠原産地規則のフラグメンテーションを惹き起こしており、国際貿易に従事する企業に追加的な取引コストの負担を強いている。本章では、この問題に対処するための一つの方法として FTA 特惠原産地規則のデフラグメンテーション、すなわち、ハーモナイゼーションの可能性を考察する。

1 原産地規則のハーモナイゼーションの試み

原産地規則のハーモナイゼーションの試みは、1953 年に、国際商業会議所(International Chamber of Commerce: ICC)によってなされたことがある。ICC は、GATT に対して、定型的な「製品の国籍を決定するための定義」について合意する提案を行った。しかし、一部の締約国は、定型的な原産地規則に従ったグローバルな原産地指定基準の作成を支持したが、他の一部の締約国は、原産地の決定は各国の経済政策に基づくべきであると主張し、結局、ICC の提案は受け入れられなかった²⁷。

²⁶ GATT Document, Report of the Working Party, Agreement between the European Communities and Austria, L/3900, 13 September 1973, para. 5 cited by *ibid.*, p. 635.

²⁷ Hatem Mabrouk, *Would Harmonizing Preferential Rules of Origin Aid Trade Liberalization?*, (2014), p. 80.at
https://www.researchgate.net/publication/303046422_Would_Harmonizing_Preferential_Rules_of_Origin_in_Aid_Trade_Liberalization.

さらに、1974年9月25日に発効した「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」（「京都規約」）の附属書D²⁸は、原産地規則をハーモナイズする一つの可能性をもたらすものであった。京都規約は、原産地決定基準として、第三章で述べた完全生産基準や実質的変更基準のほか、さらに何が実質的変更を構成するかについて関税分類変更基準、加工工程基準および付加価値基準を規定し、今日の各国が採用する原産地規則について基本原則を提供するものであった。しかし、GATTの多くの締約国は、附属書Dを批准せず²⁹、その法的拘束力は限定されていた³⁰。

1986年から開始されたGATTのウルグアイ・ラウンド交渉では、原産地規則に関する協定（原産地規則協定）が交渉され、採択された。これは、1980年代後半に、次のような3つの重要な発展が原産地規則によって提起される問題に注意を喚起したからであった。第1に、すでにFTAなどの地域貿易協定を含む特惠貿易協定が増加したこと、第2に、多繊維取り決めや鉄鋼の自主規制のような数量割当から生じた原産地に関する紛争が増加したこと、そして、第3に、アンチダンピング措置の発動の増加とその後のアンチダンピング措置の迂回問題、であった³¹。

1989年には、日本が統一的な原産地規則の策定について提案を行い、米国も賛同していたが、EUが地域貿易協定に付随する特惠原産地規則はそれぞれの交渉の結果に基づくものであり統一は困難であると主張した³²。このため、最終的に成立した原産地協定は、第1条で、特惠関税の供与に関するものを除き、もっぱら最恵国待遇、アンチダンピング関税および相殺関税、セーフガード措置、原産地表示要件、差別的な数量制限または関税割当、貿易統計のために利用されるもの、ならびに政府調達のような非特惠的な通商政策手段において利用される原産地規則のみを扱うものとされた。

このようにして特惠原産地規則が協定の規律対象から除外され、したがって、その後、ハーモナイゼーション作業からも除外されたのは、協定の起草者が、特惠貿易協定や自主規制協定のような諸国が任意に締結する通商政策文書は、特惠の程度を規制し、貿易偏向を防止するために特別の原産地規則を必要とすると認識していたからであるという。それはまた、特惠貿易協定は任意協定であり、当事国は自分たちの原産地規則を自由にデザインすることができるということの承認でもあった。これに反して、上記の協定1条に掲げられたような貿易制限が一方的に発動される場合には、発動国は原産地規則が隠れた通商政策手段として

²⁸ 現行条約は、京都規約の改正議定書（改正京都規約）および附属書Kが1999年6月26日にWCO（世界税関機構）において採択され、日本については2006年2月3日に発効している。

²⁹ 日本は、1980年6月10日受諾している。

³⁰ Hatem Mabrouk, *supra* note 27, p. 81.

³¹ WTO, Technical Information on Rules of Origin, at https://www.wto.org/english/tratop_e/roi_e/roi_info_e.htm

³² Luc De Wulf and Jose B. Sokol(eds.), *Customs Modernization Handbook*, (World Bank, 2005), p.188.

利用されないようにハーモナイズされた規則を適用すべきであるとされた³³。

協定は、非特惠原産地規則について部分的にハーモナイゼーションを実現したものの、WTO 閣僚会議が、関税協力理事会 (CCC、現在の世界税関機構 (WCO)) との連携によりさらなるハーモナイゼーションのための作業計画を実施するものと規定した³⁴。この作業計画は、WTO の原産地規則委員会と WCO の原産地規則に関する技術委員会との連携により、1995 年 7 月 20 日に開始され、3 年後 (1998 年 7 月 20 日) に終了することが予定されていたが期限内には終了できず、その後は延長されてきた。

ハーモナイゼーションのための作業計画が完了するまでの間 (すなわち、経過期間中)、WTO 加盟国は、自国の原産地規則を、保護主義的な目的を追求する手段として用いないこととされ、さらに、いかなる新たな規則も、透明に、差別なく、国際貿易を制限し、歪めまたは混乱させることなく、かつ不遡及に適用しなければならないとされた³⁵。ハーモナイゼーションのための作業が完了した後は、ハーモナイズされた非特惠原産地規則は、原産地協定の不可分の一部として附属書に定められ、WTO 加盟国は閣僚会議が決定する効力発生日から最恵国待遇ベースで実施するものとされた。また、実質的な規則として、製品の原産地は、その生産に二以上の国が関与している場合には実質変更基準によるものとされ³⁶、その場合、さらに関税分類変更基準、付加価値基準および特定工程基準が補足的に用いられるものと規定された³⁷。

しかしながら、この作業計画は、交渉開始から 12 年目の 2007 年には、事実上停止した。加盟国間での「コア政策問題」に関する意見の対立が原因であった。それらは、新たにハーモナイズされた原産地規則が上述の第 1 条に掲げられた適用範囲を超えてどこまで及ぶか、および通商政策手段としての原産地規則の利用に関する不確定性を理由として、機械部門 (HS84 類から 90 類) の原産地規則を付加価値基準とすべきか関税分類変更基準とすべきか、ということであった。加盟国間の意見の対立から、一般理事会は、2007 年に一般理事会が作成する指針が出るまでの間これらの問題についての作業を停止するように勧告した。しかし、その後、一般理事会からは指針が提示されないまま、原産地委員会では交渉の意欲が失われていった³⁸。2013 年に、委員会の議長への質問に対し、いくつかの加盟国は、世界貿易が大きく変化し、各国は特惠関税にのみ注意を払うようになっており、非特惠原産地規則

³³ Joseph A. LaNasa III, "Rules of Origin and the Uruguay Round's Effectiveness in Harmonizing and Regulating Them," *American Journal of International Law*, Vol. 90, (1996), p. 639.

³⁴ 原産地規則協定第 9 条。

³⁵ 原産地規則協定 2 条。

³⁶ 原産地規則協定 3 条 (b) および 9 条 2 項。

³⁷ 原産地規則協定 9 条 2 項。

³⁸ この経緯について、Report (2013) of the Committee on Rules of Origin to the Council for Trade in Goods, G/L/1047, 10 October 2013, pp.1-2.

のハーモナイゼーション交渉はもはや政治的優先性を持たないと回答していた³⁹。このような状況から、原産地規則協定の下での非特惠原産地規則のハーモナイゼーション作業は、当初の熱意を失い今日まで停止した状態が続いている⁴⁰。

以上のように、原産地規則協定は、非特惠原産地規則のハーモナイゼーションを中心に規定しているが、附属書Ⅱの「特惠に係る原産地規則に関する共同宣言」において特惠原産地規則の主に手続的な内容について一定の合意を規定している。すなわち、透明性、積極的基準、行政上の認定、司法審査、規則変更の不遑及および秘密性に関する非特惠原産地規則のための協定上の一般原則および要件が特惠原産地規則にもまた適用されること、さらに、加盟国は事務局に特惠取決めのリスト、特惠原産地規則に関する司法決定および一般的適用の行政決定を含む自国の特惠原産地規則を速やかに提出すること、などである⁴¹。

2 ハーモナイゼーションの契機としての累積制度

第三章で述べたように、FTA 特惠原産地規則の一般規則としての累積には、二国間累積、対角累積および完全累積の 3 種類が存在する。

FTA 特惠原産地規則に従うということは、企業によるサプライ・チェーンの構築や投資決定に重大な影響を及ぼす。たとえば、ある最終製品の輸出企業にとって最適な既存のグローバル・サプライ・チェーンから輸入した材料を使用した最終製品が、当該企業の本国が新たに加入した FTA の原産地規則の下では輸出国原産品とは認められない場合には、当該企業は、FTA 特惠関税を享受するためにサプライ・チェーンを変更し、より高価な材料を自国内で調達しなければならない。しかも、この企業が最終製品を輸出する際に享受する特惠関税の利益も減少する。材料コストの上昇が特惠関税マージンを超える場合には、この企業はむしろ既存のグローバル・サプライ・チェーンから材料を輸入し、最終製品の輸出の際に最惠国関税を支払うことを選択するであろう⁴²。FTA 特惠は無意味なものとなる。

しかし、当該 FTA が輸入材料について上記 3 種類のいずれかの累積を認める場合には、この企業は、最終製品の原産地性を損なうことのないより安価な材料の新たなサプライ・チェーンを構築することができる可能性が高まる。とくに対角累積や完全累積が認められる場合には、累積が認められる複数の FTA 間の連携地域内のいずれかにおける材料および生産行為が原産地の決定において考慮されるため、最終製品が FTA 特惠関税を享受できる可能性は一層高まるであろう。この場合、累積が認められる複数の FTA 間の連携地域において、

³⁹ *Ibid.*, p. 2.

⁴⁰ Report (2018) of the Committee on Rules of Origin to the Council for Trade in Goods, G/L/1266, 18 October 2018, P.1.

⁴¹ 原産地規則協定附属書Ⅱ参照。

⁴² Won-Mog Choi, *supra* note 13, p. 123.

新たなサプライ・チェーンが構築され、また生産行為も分担されることになり、当該地域内の経済統合も深化していく⁴³。

ところで、対角累積や完全累積が認められるためには、2つの条件が満たされなければならない。第1に、累積が認められる複数国間でそれぞれ1対1のFTAが締結されていなければならない。たとえば、韓国、米国およびメキシコ間でコンピューターの貿易が行われると仮定しよう⁴⁴。米国が、米国、メキシコおよび韓国の三国による対角累積制度の下で、韓国製半導体を使用したコンピューターをメキシコに輸出しようとしたとする。しかし、メキシコは、韓国との間にFTAを締結していなければ、コンピューターに特惠関税待遇を認めないであろう。メキシコは、米国から輸入したコンピューターに組み込まれた韓国製半導体がメキシコ・韓国間のFTAが存在しないにもかかわらず、特惠関税待遇を享受することを許容しないからである。さもなければ、メキシコは、韓国とのFTAが存在しないにもかかわらず韓国製半導体を優遇することになりGATT1条の最恵国待遇原則に違反するおそれがある。したがって、この仮説で対角累積が認められるためには、少なくとも、三国がそれぞれ相互間でFTAを締結していなければならない⁴⁵。

第2に、対角累積が認められるためには、参加するすべてのFTAにおいて同一の原産地規則が採用されていなければならない。さもなければ、参加国によって特惠関税待遇が許与されたりされなかったりし不公平が生じることになる⁴⁶。さらに、最も緩やかな原産地規則の国から第三国産品が累積によって形成される特惠関税地域内に侵入し、貿易偏向が生じてしまうであろう⁴⁷。

たとえば、韓国・米国間FTAにおいて対角累積の取決めがなされ、韓国、メキシコ、カナダおよび米国が累積参加国と指定されたと仮定しよう⁴⁸。米国、メキシコおよびカナダ三国間ではNAFTAが存在し、さらに、韓国がメキシコおよびカナダとそれぞれFTAを締結することができたとする。したがって、この段階で、すべての参加国が相互にFTAを締結していなければならないとする上述の第1の条件が満たされたことになる。しかし、韓国が、米国、メキシコおよびカナダとそれぞれ締結したFTAの原産地規則が同一ではなかったとしよう。たとえば、韓国・米国間および韓国・メキシコ間のFTAでは繊維製品の原産地規則としてファブリック・ホワード・ルール(fabric forward rule)が採用され、他方で、韓

⁴³ *Ibid.*, p. 124.

⁴⁴ この仮定は、*ibid.*, pp. 127-128 を参照した。

⁴⁵ *Ibid.*, 127.

⁴⁶ *Ibid.*, pp. 127-128.

⁴⁷ Pierre-Jacques Larrieu, Jan Vangheluwe and Gillaume Dorey, "The Regional Convention on Pan-Euro-Mediterranean Preferential Rules of Origin : Remediating the 'spaghetti bowl effect'," *WCO news*, No. 72, (October 2013), p. 43, at http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/media/wco-news-magazines/wco_news_72.pdf.

⁴⁸ この仮定は、Won-Mog Choi, *supra* note 13, pp. 128-129 を参照した。

国・カナダ間 FTA ではヤーン・ホワード・ルール(yarn forward rule)が採用されたとする⁴⁹。さらに、インドから輸入された糸がメキシコで布地に織られ、韓国に輸出された後、そこで衣服に縫製され、最終的に米国に輸出されたと仮定しよう。韓国・メキシコ間 FTA のファブリック・ホワード・ルールによれば、メキシコで織られた布地はメキシコ原産品と認められ、韓国に輸出されたメキシコ産布地は対角累積規則によって韓国産布地とみなされ、最終的に韓国から米国に輸出された衣服は、韓国・米国間 FTA の下でのファブリック・ホワード・ルールによって特惠関税待遇を許与されるであろう。

他方で、同じインド産の糸がカナダで織られ、韓国で衣服に縫製され、最終的に米国に輸出される場合には、まったく反対の結果になる。韓国・カナダ間 FTA のヤーン・ホワード・ルールが適用され、その結果、カナダから韓国に輸出された布地はカナダ原産品ではなくインド原産品と認定され、韓国から米国に輸出された衣服は、特惠関税待遇を許与されないであろう。このような状況では、韓国の衣類生産者は、もっぱらメキシコだけから布地を輸入することを望み、結果的にカナダの布地生産者に構造的な損害をもたらすことになる。したがって、この場合、カナダは、累積に参加しないということになろう⁵⁰。

このようにして、対角累積または完全累積が認められるためには、参加する各 FTA 間で原産地規則が同一でなければならない。そして、この点に注目すると、この第 2 の条件こそ、複数 FTA 間の原産地規則のハーモナイゼーションの契機となるものと見るのできるのである。

3 汎欧州地中海条約の事例

対角累積制度を契機とする複数 FTA 間の原産地規則のハーモナイゼーションの事例は、「汎欧州地中海特惠原産地規則に関する地域条約 (Regional Convention on pan-European Mediterranean preferential rules of origin, PEM 条約)」⁵¹に典型的に見られる。同条約は、汎欧州地中海特惠原産地規則に関する単一の地域的条約であり、締約国間で対角累積を許容する統一原産地規則を採用している。

EU は、1970 年代初頭に採択した基本的な原産地規則をベースにしながらも EFTA 諸国など域外第三国との FTA において多様な原産地規則に関する議定書を締結していた。この状況は、貿易業者や税関にとってきわめて複雑で負担の大きいものであったが、ウルグアイ

⁴⁹ ファブリック・ホワード・ルールは、「織る」および「縫製」の 2 工程を要求するもの。また、ヤーン・ホワード・ルールは、「紡ぐ」、「織る」および「縫製」の 3 工程を要求するもの。財務省関税局・税関「TPP 原産地規則について」(2015 年 11 月)スライド 13、at <http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/03tpp-4.pdf>.

⁵⁰ Won-Mog Choi, *supra* note 13, p. 129.

⁵¹ OJ L54 of 26 February 2013.

ラ・ウンド交渉における最恵国関税の低減は、FTA 特恵関税のマージンを侵食し、それゆえ過度に厳格で複雑な特恵原産地規則に服する製品の範囲も侵食していった。さらに、1990年代初頭のベルリンの壁の崩壊に続き、EU が中東欧諸国と締結した FTA も多様で複雑な原産地規則を含み混乱に拍車をかけていた⁵²。

このようなスパゲッティ・ボウル状況を解消するため、1994年11月、欧州委員会は、それまでの FTA では一部しか認められていなかった対角累積制度の地域的範囲の拡大を目指し、「汎欧州原産地累積制度」を創設するとともに、同時に「汎欧州原産地規則」と呼ばれる統一的な原産地規則を漸進的に採用する政策を導入した。上述のように、対角累積を認めるためには、参加する FTA 間の原産地規則を同一にする必要があったからである⁵³。この政策は、EU が締結した各 FTA に附属する原産地規則に関する議定書を新たに標準化された汎欧州原産地規則に順次置き換えていくもので⁵⁴、したがって、まさに複数の FTA 間の原産地規則のハーモナイゼーションを実現することになった。さらに、EU と地中海諸国は、1995年に新たに汎欧州地中海パートナーシップを形成するいわゆるバルセロナ・プロセスを開始し、1998年以降、EU は順次地中海諸国と連合協定を締結していく。そして、2005年には、それまでの汎欧州原産地累積制度は地中海諸国に拡大し、新たに「汎欧州地中海原産地累積制度」が創設されるとともに、各 FTA の原産地規則も統一された「汎欧州地中海原産地規則」に置き換えられていった⁵⁵。

このような経緯を経て、2010年に採択された PEM 条約は、最終的には汎欧州約地中海原産地規則を採用する約 60 の二国間議定書を単一の法文書に置き換えようとするものである。その主な目的は、締約諸国が急速に変化する経済情勢に迅速に対応することを可能にすることによって汎欧州地中海原産地累積制度のより実効的な運用を実現しようとするものである。これにより、複雑な複数の二国間議定書の個別の改正を行うことなく、単一の法文書の改正という方法により統一された原産地規則の迅速な改正が可能になるとされた⁵⁶。

⁵² Stefano Inama, *Rules of Origin in International Trade*, (Cambridge University Press, 2009), p. 238.

⁵³ Pierre-Jacques Larrieu, Jan Vangheluwe and Guillaume Dorey, *supra* note 47.

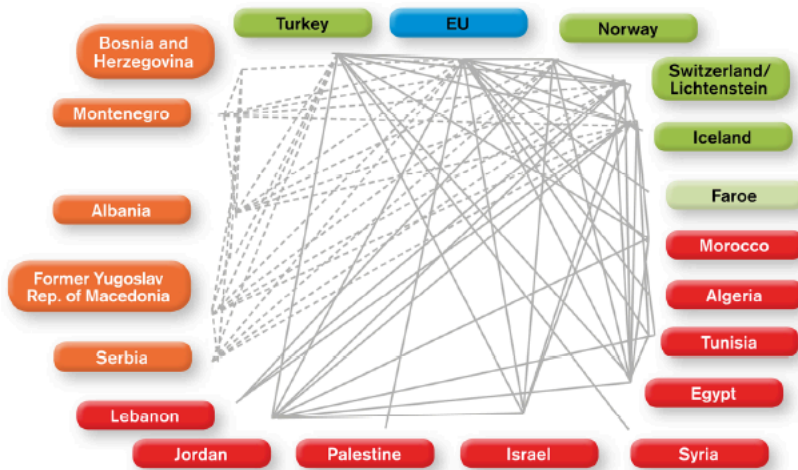
⁵⁴ Stefano Inama, *supra* note 52, pp. 238-239.

⁵⁵ *Ibid.*; Pierre-Jacques Larrieu, Jan Vangheluwe and Guillaume Dorey, *supra* 47, p. 43-44.

⁵⁶ The Pan-Euro-Mediterranean Cumulation and the PEM Convention, at https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list/paneuromediterranean-cumulation-pem-convention_en.

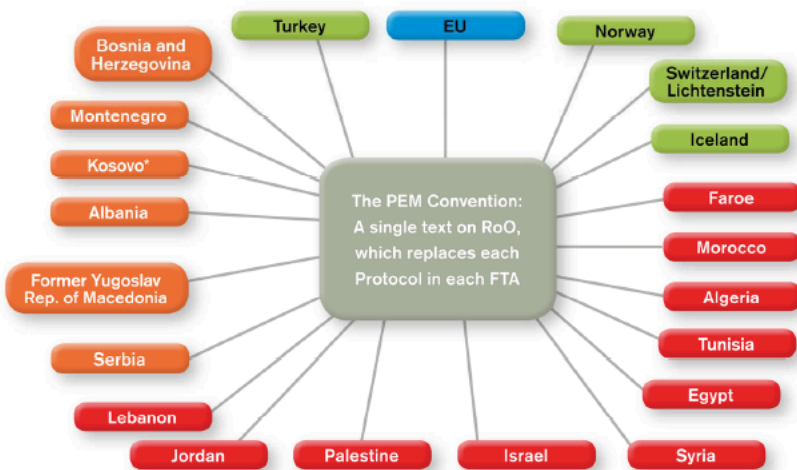
現在の PEM 条約の締約国は、EU の他、次の 22 カ国である。EFTA 諸国（スイス、ノルウェー、アイスランド、およびリヒテンシュタイン）、フェロー諸島、バルセロナ・プロセス参加国（アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ、シリア、チュニジアおよびトルコ）、EU の安定化および連合プロセス参加国（アルバニア、ボスニア・ヘルツゴビナ、マケドニア、モンテネグロ、セルビアおよびコソボ）、モルドバ。

図1 PEM条約以前の状況⁵⁷



60以上のFTAがそれぞれ附属の議定書において、「汎欧州地中海原産地規則」を採用していた。

図2 PEM条約成立後⁵⁸



PEM条約の統一原産地規則が各FTAの原産地規則に関する付属書に置き換えられた。

七 結論

FTA 特惠原産地規則は、これまでFTAごとに異なり、FTAの数と同じ数だけ存在してきた。それは、きわめて複雑で多くの技術的事項を含んでいる。ある製品の原産地を決定す

⁵⁷ Pierre-Jacques Larrieu, Jan Vangheluwe and Gillaume Dorey, *supra* 47, p. 42.

⁵⁸ *Ibid.*, p.43.

るためには、複数の原産地決定方法が適用可能である。さらに、原産地累積制度の存在は、一部には貿易を促進するものと考えられているが、原産地の決定をなお一層複雑にし、貿易に従事する多くの企業や税関職員を日々悩ましている。はたして、人々は、貿易に従事し、自己の権利と義務を知るためにはどれだけの数の原産地規則を知らなければならないのであろうか。

保護主義的な通商政策手段として乱用される FTA 特恵原産地規則については、GATT 第 24 条の下で一定の法的規律を課すことができそうである。しかし、FTA の形成に不可欠な原産地規則と貿易制限的なそれとの境界線を引くのは必ずしも容易ではない。これまで WTO の司法判断も存在しない。

FTA が存在する限り、FTA 特恵原産地規則がなくなることはない。最恵国関税をゼロまで引き下げることができれば、FTA を形成する意味が失われるので、問題は解決するかもしれない。しかし、近い将来、最恵国関税がゼロになる可能性もない。

残された解決策は、FTA 特恵原産地規則をハーモナイズすることである。統一化された原産地規則は、簡素化され、透明性や予測可能性を高め、企業の取引コストを大幅に低下させることができるであろう。本稿では、そのようなハーモナイゼーションの可能性を検討した。グローバルなレベルでのハーモナイゼーションは、WTO における非特恵原産地規則のハーモナイゼーション作業が停滞している状況から見ても困難であろう。しかし、対角累積制度による地域的レベルでのハーモナイゼーションの可能性は注目できるように思う。欧州の PEM 条約は興味深い先例である。本稿のテーマに関する先行業績として本稿でも頻繁に参照した論文の著者である Won-Mog Choi は、アジア地域でのハーモナイゼーション構想として、中国、韓国および日本の 3 国間 FTA を軸として、この 3 国がそれぞれ締結している FTA を連携していく、いわば PEM 条約のアジア版を提案している⁵⁹。将来の通商戦略として我が国も一考していく価値があるように思う。

⁵⁹ Won-Mog Choi, *supra* note 13, p. 137.

【謝辞：本稿は、平成 29 年度～平成 30 年度における筆者と大阪税関との共同研究「グローバル・サプライ・チェーン下における特恵原産地規則の課題」の研究成果の一部である。本稿執筆のための調査においては、世界税関機構(WCO) Tariff and Trade Affairs Directorate のテクニカル・アタッシュ東海梨香氏、欧州連合(EU)の Americas, Africa, Far East and South Asia, Oceania and international organizations: Trade Facilitation, rules of origin, Head of Unit の Jean-Michel Grave 氏およびフランクフルトの Harald Hohmann 弁護士にご協力いただいた。また、大阪税関総務部企画調整室の竹田恵氏には、大阪税関との共同研究会などで様々にお世話いただいた。ここに記して厚く御礼を申し上げたい。ただし、本稿の内容についてのすべての責任は筆者にある。】